

「20年度給与改定」(第1回)小委員会交渉

1. 日 時 2008年6月20日(金)16時07分から16時11分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

3. 出席者

区長会：

野口総務部長会副会長(新宿区)、小林人事企画部長(特人厚)、
荒牧調査課長(特人厚)、中田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

金子副委員長、大島書記長、山崎財政部長、瀨瀬組織部長、
野崎共闘部長、大和田賃金部長

〈区長会〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、自己啓発等休業等に係る一般職員の人事交流及び東京二十三区清掃一部事務組合との人事交流の取扱いについて、別紙のとおり提案いたします。

まず、自己啓発等休業等に係る人事交流の取扱いについて申し上げます。

本年4月より、特別区において地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業制度を導入することといたしました。この自己啓発等休業及び大学院修学休業に係る、特別区及び一部事務組合相互間の人事交流の取扱いについては、育児休業取得者の取扱いと同様といたします。

具体的には、在職年数の算定にあたり、自己啓発等休業及び大学院修学休業の期間を在職年数に含むものとし、除算の対象とはいたしません。

また、交流基準日現在に自己啓発等休業及び大学院修学休業中の者は、人事交流の対象とはいたしません。

次に、東京二十三区清掃一部事務組合との人事交流について申し上げます。

各特別区と東京二十三区清掃一部事務組合との人事交流については、平成18年度から平成20年度までの取扱いとして、一般技術系職員のみを対象として、特別区から東京二十三区清掃一部事務組合への人事交流を実

施してきたところです。

この間の特別区における清掃事業の進展や東京二十三区清掃一部事務組合の運営状況を踏まえ、今後は、特別区相互間における人事交流と同様の取扱いといたします。

具体的には次のとおりです。

対象職員については、一般技術系職員のみとなっているものを全職種の職員といたします。

交流事由については、人事交流実施基準に定める交流事由の他に、特例として「区長が特に必要と認める場合」とあるものを、人事交流実施基準に定める交流事由によるものといたします。

対象団体については、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合とします。これまで特別区から東京二十三区清掃一部事務組合への人事交流のみとしていたものを、対象団体相互間において可能とする制度といたします。

これまで申し上げてきた事項については、決定日以降に実施する人事交流に関する事務から適用するものとし、東京二十三区清掃一部事務組合との人事交流につきましては平成21年4月1日以降の交流者から実施したいと考えております。

なお、今回の提案にあわせ、東京都と特別区で同一の人事交流実施基準とは別に、特別区及び一部事務組合相互間における人事交流実施基準を新たに制定することといたしますのでお伝えいたします。

私の方からは、以上です。

〈清掃労組〉

それでは、私の方から申し上げます。

ただいま、自己啓発等休業等に係る人事交流の取扱いと清掃一部事務組合との人事交流について二点の提案がありました。

とりわけ二点目の清掃一部事務組合との人事交流につきましては、私たちがかねてより求めていた内容に沿って提案がされたものと受け止めています。従いましてみなさんからの提案については了解いたします。

〈区長会〉

人事交流の取扱いについて、ご了解いただきありがとうございます。

自己啓発等休業等に係る人事交流の取扱いについて（案）

1 趣旨

地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業制度の実施に当たり、人事交流における取扱いを定める。

2 人事交流における取扱い

自己啓発等休業に係る人事交流の取扱いについては、次のとおりとする。また、大学院修学休業についても同様の取扱いとする。

- (1) 在職年数の計算にあたっては、休業の期間は、除算の取扱いはしない。
- (2) 交流基準日（原則として年度末の日）現在、休業中の者は、人事交流の対象としない。

3 適用時期

決定日以降に実施する人事交流から適用する。

東京二十三区清掃一部事務組合との人事交流について(案)

1 趣旨

東京二十三区清掃一部事務組合との一般職員の人事交流について、平成21年4月1日以降の取扱いを定める。

2 人事交流の取扱い

東京都・特別区一般職員人事交流実施基準(以下「実施基準」という。)に基づき、特別区相互間の人事交流と同様の取扱いとする。

	現行	改正案
対象職員	一般技術系職員のみ	全職員
交流事由	実施基準で定めている交流事由の他、「区長が交流することを必要と認める場合」	実施基準で定めている交流事由
交流の範囲	特別区から東京二十三区清掃一部事務組合への交流のみ	特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京都と東京二十三区清掃一部事務組合の相互間の交流